

# 大分県がん対策推進協議会設置要綱

## (目 的)

第1条 がんが県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策の一層の充実を図るため、大分県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項を協議するものとする。

(1) 大分県がん対策推進計画に関する事項

(2) がん登録の推進に関する事項

(3) 大分県医療計画の策定、推進及び進行管理に関する事項

(4) その他がん対策推進に関し必要な事項

## (組 織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によるものとする。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

## (会 議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

## (専門部会)

第6条 協議会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、知事が委嘱する者をもって構成する。

3 専門部会は、協議会で決定した事項に基づいて、必要な専門的事項について調査検討を行う。

4 専門部会の委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

## (庶 務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部健康づくり支援課において行う。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長

が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月20日から施行する。

この要綱は、平成29年 月 日から施行する。